

# 旧優生保護法について 国からの謝罪とお願い

国は、旧優生保護法により、また、その存在を背景として、多くの方々が心身に多大な苦痛を受けてこられたことに対し、心より謝罪します。

国は、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました

障害や病気を理由に、子どもができなくなる手術や、子どもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置をされた方は、いらっしゃいませんか？そのような話を聞いたご家族や関係者は、いらっしゃいませんか？ぜひご相談ください。

**優生保護法**は、1948(昭和23)年から1996(平成8)年まであった法律です。

この法律により、病気や障害などのある人たちを『不良』とし、国の政策として、子どものできなくなる手術や子どもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置が行われてきました。その手術などが行われる際に、だましたり、説明もしなかったりする場合も少なくなかったといわれています。

**その被害は**、子どもができない手術をされた被害者が、約2万5000人、子どもを生み育てたかったにもかかわらず妊娠を続けられない処置をされた被害者が、約5万9000人とされています。

**最高裁判所は**、2024(令和6)年7月3日に、優生保護法はできた時から憲法違反であったと判断し、国に賠償を命じました。

**国は**、最高裁判決に従い、旧優生保護法が憲法違反で、著しく人権を侵害した法律だったことを認め、多くの被害者を出したことを謝罪し、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(補償法)をつくりました。

## 補償法について

\*いずれも、本人または家族の同意があった場合も受け取れます。

### 補償法(旧優生保護法補償金等支給法)による補償金

- 子どもができなくなる手術をされた人 1500万円  
\*ご本人が亡くなられた場合、遺族が受け取れます
- その結婚相手 500万円  
事実上の結婚もみとめられます

### 優生手術等一時金

- 子どもができなくなる手術をされた人 320万円  
\*ご本人だけが受け取れます \*補償金もあわせて受け取れます

### 人工妊娠中絶一時金

- 子どもを生み育てたかったのに旧優生保護法により妊娠を続けられなくなった人 200万円  
\*ご本人だけが受け取れます \*優生手術等一時金を受け取った場合は受け取れません

- 各都道府県に相談窓口があります（裏面を見てください）
- 申請手続きなどについては、弁護士が無料でサポートします
- 国（子ども家庭庁）にも、ぜひご相談ください  
連絡先：電話 03-3595-2575  
FAX 03-3595-2753  
メールアドレス [kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp](mailto:kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp)

# 都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和7年6月1日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・メールアドレス・ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711 FAX 011-232-4240 hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 yusei@pref.yamagata.lg.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法補償金、一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501 (専用) FAX 043-224-4085 https://www.pref.chiba.lg.jp/jka/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250 (専用) 045-285-0716 FAX 045-210-8860 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mf5/yuse-toiawase.html
15	新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933 (専用) のほか県保健所 FAX 025-285-8757 ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3493 akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用) FAX 076-225-1423 yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (こども未来課) のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 yu-sodan@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-7493 kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口(子育て支援課)	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4792 kyuho-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2657 FAX 073-428-2325 e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法総合相談窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課) のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 0120-012974 (専用) 0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-225-7283 yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用) のほか県保健所 FAX 088-621-2843 kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課) のほか県保健所 FAX 089-912-2399 healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-823-9658 yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3260 kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法相談窓口	電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-383-1427 yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7336 kenkozoshin@pref.miayazaki.lg.jp
46	鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5561 yu-hosho@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 aa031305@pref.okinawa.lg.jp

## こども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法補償金等特設サイト  
や各都道府県のホームページなどをご確認下さい。

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2573

メールアドレス [kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp](mailto:kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp)

受付時間 10:00~17:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

旧優生保護法補償金等特設サイト  
(手話字幕動画もご覧になれます。)



こども家庭庁

このマークは、視覚に頼れない方  
などが使う音声コード(Uni-  
Voiceコード)です。

